

## 小諸市介護保険事故報告事務取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、介護保険指定事業者、施設及び基準該当事業者（以下「事業者等」という。）が、運営基準（平成11年厚生省令第37号、38号、39号、40号、41号、平成18年厚生労働省令第34号、35号、36号、37号及び平成30年厚生労働省令第5号）及び小諸市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型並びに通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成28年7月21日小諸市告示第103号）に基づき、小諸市（以下「市」という。）の介護保険被保険者を対象として介護サービスを提供中に事故が発生した場合の事務手続について定めるものとする。

### (事故の範囲)

第2 事業者等が市へ報告する事故は、次の各号に掲げる場合とする。

(1) サービス提供中に、利用者が死亡又は負傷した場合（第三者の行為により、利用者が被害者となった場合も含む。）

① 「サービス提供中」とは、送迎中も含め、サービスを提供している時間帯を通して全て含まれるものとする。

② 「死亡」とは、事故死亡をさし、病气死亡は報告対象外とする。ただし、病死でも死因等に疑義が生じ、利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

③ 「負傷」とは、医師の保険診療を要したものを報告対象とする。ただし、医師の保険診療を要しなくとも、負傷により利用者の家族等から苦情が出ている場合は、全て報告対象とする。

(2) 食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるものを除く。）の発生が認められた場合

(3) 次に上げる感染症等の発生が認められた場合

① 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める1・2・3類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症に加えて、レジオネラ症及び疥癬が発生した場合

② 同一の感染症による又は同一の感染症若しくは食中毒によると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

③ 同一の感染症の患者又は同一の感染症若しくは食中毒（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定める感染症の病原体によるもの。）が疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

④ ②及び③に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(4) 利用者が無届けで外出し、警察、消防等に捜索の協力を依頼した場合

(5) 職員の法令違反、不祥事等により利用者の処遇に影響のある場合

(6) その他の事故により、利用者の家族等から苦情が出ている場合

(報告)

第3 事業者等は、第2に定める事故が発生した場合、おおむね二週間以内に、介護保険事故報告書（別紙様式）により、市高齢福祉課へ報告するものとする。ただし、利用者が事故による負傷等が原因で死亡に至った場合、又は生命等に係る重大な事故が発生した場合は、事業者等は速やかに市高齢福祉課へ状況を報告するものとする。

2 事業者等は、必要に応じて市から求められた資料を提出するものとする。

3 事業者等は、第1項における報告の内容に変更、修正又は追加等が生じた場合は、その都度報告するものとする。

4 報告は、電子メールにより行うものとする。

(公表等)

第4 市は、事故報告を取りまとめ、事故防止に資するものとする。

2 市は、事業者等が運営基準等に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所等の名称及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者等が事故発生を故意に隠匿している場合

(2) 事業者等が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、市長が必要と認めた場合

(補則)

第5 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成31年1月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から施行する。